

質 問 回 答

2023年7月24日

「ブータン国水力発電開発事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)」

(公示日:2023年7月5日/調達管理番号:23a00322)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P12 第3条(3)	円借款の対象設備について説明がありますが、円借款の対象となる電気機械と、対象になっていない水力機械の境目をご教示いただけますでしょうか。	水のエネルギーを電気に変える設備、及び発電した電気を送電するために必要な設備(水門、巻上機(ホイスト)等)を電気機械、水力設備に付随し、流量の調整や水車への異物(ゴミなど)の侵入を防ぐ設備(水車、発電機、変圧器、開閉器、送電線等)を水力機材として想定しておりますが、境目の検討については協力準備調査で実施することを想定しています。
2	同上	当該水力発電所の付帯設備となる変電所や開閉所は、円借款の対象設備になりますか。	現時点では借款対象外として整理していますが、協力準備調査、及びブータン側実施機関等との協議を通して、円借款対象機材の詳細についても検討、確認する必要があります。
3	P13 第3条(3)エ)	コンサルティングサービスにおける施工監理の対象は、円借款の対象設備と同じ範囲と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、調査での検討の結果、事業全体を円滑に実施するために、もしくは実施機関等の能力強化のために必要であれば円借款対象外のコンポーネントについてもコンサルティングサービスによる施工監理の対象することを検討することは可能です。

4	P22 第6条(4)自然条件調査等	現地再委託以外に、測量データ等の購入などによる、国内再委託での測量の実施も可能でしょうか？	国内再委託契約は想定しておりませんが、相当程度高度な分析・解析等を必要とする業務であることを前提に、日本国内第三者に再委託することを認め、受注者の責任で契約相手先を選定し、契約を締結します(コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン)。必要であればプロポーザルにてご提案ください。
5	P22 第6条(4)自然条件調査等	ルート踏査は全区間ではなく、重要設備横断箇所や地形的な懸念箇所など要所を抽出しての踏査は可能でしょうか？	自然条件調査は P22 第 6 条(4)に記載の通り、概略設計、施工計画、積算等の精度を確保するため等を実施される調査となりますので、これら各項目に関して十分な精度が確保されるのであれば、ご提案のような要所を抽出しての対応でも構いません。
6	P23 (7)事業実施計画の策定	輸送ルートの調査は踏査やトレーラの軌跡検討等ではなく、机上検討やヒアリングによる簡易なものと考えてよろしいでしょうか。	施工計画は P14第 5 条(2)に記載の通り、円借款事業の審査の重点項目となりますので、ご提案の通りの方法で輸送ルートを含めた施工計画に関して十分な精度が確保されるのであれば、そのような対応で構いません。
7	P38 業務工程	2024 年4月以降、「発注者の内部手続き(環境社会配慮助言委員会等)の関係で内容に大きく変更が入る可能性を考慮し」とありますが、現時点の想定 MM は大きな変更がない前提での積み上げと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。環境社会配慮助言員会等にも耐えうる精度の情報収集・分析を行うことを想定の上で業務量の目途を算出しており、現時点で大きな変更は想定しておりません。
以上、第1回回答			
8	P15 (7)環境社会配慮	「カテゴリ A に分類される」とありますがドウルクビンドゥ水力発電所は小水力(18M,8M)であり、事前配布資料から推察するに、貯水池を伴わな	ビンドゥ水力発電所は環境社会配慮ガイドライン(2022)、別紙 3、1. 一般に影響を及ぼしやすいセクターの例示、における「水力発電」に該当すること

		<p>い小規模な堰の建設による流れ込み式発電で、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性は非常に低いものと勘案します。従いまして、助言委員会の対象となるのはジョモリ水力発電所のみという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>から、カテゴリ A に分類されます。については対象水力発電所3基全てについて助言委員会の対象となります。</p>
9	P15 (7)環境社会配慮	<p>Jomori(ジョモリ)水力発電所の送電線は、生物的回廊(保護区)を通過せざるを得ないため「例外的に保護区で事業を実施するための5条件」を満たす必要があると予想されます。</p> <p>この条件の一つに、「(4)プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の地域コミュニティ、及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実施について合意が得られていること。」とありますので、実施機関にSHMを開催していただき、公開の場で、合意を得ることが必要です。SHMを開催する場合の直接経費は本調査の見積りに計上しなくてよいでしょうか？</p>	<p>ステークホルダー協議については、P27 第5条(14)1)に記載の通り、「ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議結果を調査結果に反映させる」ことを想定しており、それを踏まえて上限額を設定しておりますので、本調査の見積りに含めてください。</p>
10	P22 (4)自然条件調査等	<p>水力発電所や送電線の設計を行うための地質調査等の自然条件調査が本項目で要求されている内容であり、環境アセスメントに係る調査は「(14)環境社会配慮に係る調査」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>その理解で問題ございません。また、業務内容等を考慮し、同調査項目に環境アセスメントにかかる調査も含めるべき(異なる業務従事者が対応すべき)等の考えがある場合はプロポーザルにてご提案ください。</p>
11	P38 業務工程	<p>環境社会配慮助言委員会は、調査期間の中で、どのタイミングで開催を予定されていますでしょうか。報告書ドラフト段階での開催は、環境への重大で望ましくない影響のある可能性をもつ2か</p>	<p>本件の環境社会配慮助言委員会の時期は現時点で確定していないもののスコーピング段階を2023年11月頃、DFR段階を2024年2月頃と想定しております。</p>

		所の保護地区を通過すると推定される送電線に関する環境調査を踏まえたドラフトの作成(2024年7月頃)以降との理解でよろしいでしょうか？	
12	P38 業務工程	39 ページの図では第 2 次国内作業(ドラフト・ファイナルレポート(DFR)作成)が 1 月下旬から 2 月下旬と示されています。準備調査報告書(ドラフト・ファイナル・レポート)の提出時期は 38 ページに記載されている「2024 年 2 月 9 日まで」でよろしいでしょうか。	P39 の図はバーの位置がずれて表示されているようです。申し訳ありません。 DFR 作成時期は 2024 年 1 月から 2 月ごろ、提出についてはご理解の通り 2024 年 2 月 9 日までとなります。業務工程については必要があればプロポーザルにてご提案ください。ただし、DFR 提出時期については JICA 内手続き上、これ以上の後ろ倒しは想定しておりません。
13	P38-39 (1)業務工程	環境影響評価(EIA)をとりまとめるには、自然環境は特に季節性を考えて調査しなくてはならないので、2 月の DFR までに間に合わないと思われます。 ・環境影響評価部分については 2024 年の 2 月の DFR ではインテリムレポートという取り扱い想定でよろしいでしょうか。 ・EIA ドラフト作成後の環境社会配慮助言委員会とのやりとりの期間を考えると、ファイナルレポート提出が 2024 年 9 月末までとしてもスケジュールが厳しいようにみられますがいかがでしょうか。	ご理解の通り環境影響評価については季節性を考慮した調査の実施が必要となるものの、DFR 提出時期については JICA 内手続き上、これ以上の後ろ倒しが難しいことから、現在、(本調査期間での取得が難しい)雨期のデータを実施機関から収集することを予定しております。また、不足する季節性のデータがある場合も、同地域の環境に関する有識者への季節性に関するヒアリングの実施等、代替方法を含めて対応を検討してください。
14	p.40 2)業務従事者の構成案	環境社会配慮(自然環境、生活環境)とかがかれている「生活環境」は通常は社会環境に含まれますが、生活環境と社会環境とあえて分けた意図があればおきかせください。	特段の意図はなく、社会環境の一部であると考えていただいても問題ございません。構成について修正点案があればプロポーザルに記載ください。
15	p.27 1)環境影響評価	「カテゴリーB 案件報告書執筆要領(2023 年 5	同資料は内部情報となるため、現時点での配布は

		月)」の資料を配布していただくことは可能でしょうか。	不可となります。
16	配布資料	本件の配布資料で「ドゥルクビンドゥ 1・2_DPR」のフォルダーの中の「Bindu Maps」のフォルダー内 Map がすべて Jomori 発電所の方のものになっておりました。ドゥルクビンドゥ1・2の Map を配布していただくことは可能でしょうか。	メールにて配布します。南アジア部南アジア第一課 <4rts1@jica.go.jp>にご連絡ください。
17	P 12 第3条(3)	円借款の対象となる電気機械と、対象になっていない水力機械の区分についていただいた、下記回答について質問させていただきます。 (いただいたご回答) 水のエネルギーを電気に変える設備、及び発電した電気を送電するために必要な設備(水門、巻上機(ホイスト)等)を電気機械、水力設備に付随し、流量の調整や水車への異物(ゴミなど)の侵入を防ぐ設備(水車、発電機、変圧器、開閉器、送電線等)を水力機材として想定しております。 (質問) 水のエネルギーを電気に変える設備、及び発電した電気を送電するために必要な設備が「水車、発電機、変圧器、開閉器、送電線等」で、水力設備に付随し、流量の調整や水車への異物(ゴミなど)の侵入を防ぐ設備が「水門、巻上機(ホイスト)等」と理解してよろしいでしょうか。	こちら記載ミスがあり申し訳ありません。ご理解の通りです。 (修正) 水のエネルギーを電気に変える設備、及び発電した電気を送電するために必要な設備(水車、発電機、変圧器、開閉器、送電線等)を電気機械、水力設備に付随し、流量の調整や水車への異物(ゴミなど)の侵入を防ぐ設備(水門、巻上機(ホイスト)等)を水力機械として想定しております。

以上